

八千代市いじめ防止基本方針【概要版】

《八千代市教育委員会が所管する小中義務教育学校に在籍する児童及び生徒に関する方針です》

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 基本理念

- いじめの防止等の対策は、全ての児童等が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、行われなければならない。
- 全ての児童等が、いじめがいじめを受けた児童等の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるようにしなければならない。
- 市、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義とその態様

- 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの理解

- いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。
- 児童等が「いじめはしない」という感覚を、学校や家庭での日常生活の中で身に付けるように働きかけることが重要である。
- いじめを防ぐには、『傍観者』の中から勇気をふるっていじめを抑止する『仲裁者』や、いじめを訴える『相談者』が現れるかどうか重要となる。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

防 止	<ul style="list-style-type: none">○児童等が人権意識を高め、共生的な社会の一員として市民性を身に付けるような働きかけを日常の教育活動を通して行う。○「E S D（持続可能な開発のための教育）の推進」を目指す中で、「誰一人取り残さない」という考えの下、全ての児童等が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりが重要である。
早期発見	<ul style="list-style-type: none">○全ての大人が連携し、児童等のささいな変化に気付く力を高める。○早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。○学校や市教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童等がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童等を見守ることが必要である。
対 処	<ul style="list-style-type: none">○いじめを受けた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全を確保する。○いじめたとされる児童等に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。
家庭地域との連携	<ul style="list-style-type: none">○家庭や地域にいじめ対策についての積極的な情報発信に努め、いじめの問題を含む問題行動等が発生した際に、迅速に協力し、対処できる体制を確立しておく。
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none">○指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、学校や市教育委員会だけで抱え込まずに、関係機関(医療、福祉、司法等)との適切な連携が必要である。

第2, 3 いじめの防止等のために市, 学校が実施する施策

		八千代市	学 校
体制等		<ul style="list-style-type: none"> ○八千代市いじめ問題対策連絡協議会 ○八千代市いじめ問題対策調査委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針の策定 ○学校におけるいじめの防止等のための組織
具体的な取組等	防 止	<ul style="list-style-type: none"> ○教育活動全体を通じた豊かな心の育成 ○児童等の主体的な活動の推進 ○いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保 ○調査研究等の実施 ○学校いじめ防止基本方針についての指導, 助言 ○「八千代市いじめ問題対策連絡協議会」及び「八千代市いじめ問題対策調査委員会」の運営 	<ul style="list-style-type: none"> ○心の教育の充実 ○互いに認め合う学級経営の充実 ○「生徒指導の実践上の視点」を踏まえた教育活動や「わかる授業」の実践 ○自分たちの問題として考え取り組むための児童会・生徒会活動 ○さまざまな児童等の特性に配慮するための支援 ○情報モラル教育（デジタル・シティズンシップ教育）及び啓発活動の充実 ○教職員一人一人の児童等の変化を察知しようとする姿勢と児童等への見守り
	早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ○相談体制の整備 ○関係機関との連携の強化（ネットいじめ含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的な関わりの中での児童等自身の変化と人間関係の観察 ○アンケート調査の実施 ○教育相談の充実 ○SOSの出し方教育に関する児童等及び保護者への啓発の実施
	措 置	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめの認知への対応 ○重大事態への対応 ○学校教育法第35条第1項（第49条において準用する場合を含む。）に基づいたいじめを行った児童等の出席停止 ○警察への通報・相談の指導, 助言 	<ul style="list-style-type: none"> ○報告連絡等の手順を明確にした組織的対応 ○丁寧な事実確認と方針の決定 ○いじめられた児童等の心情を理解した具体的な対応 ○いじめた児童等への具体的な対応 ○周囲の児童等への具体的な対応 ○保護者との連携 ○関係機関との連携 ○SNS等を介したインターネット上で行われるいじめ（ネットいじめ）への対応
	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員の資質・能力の向上 ○学校訪問等による指導 ○学校評価を踏まえた学校への必要な指導・助言 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校内外の相談窓口の周知徹底 ○保護者との連絡・相談方法の周知 ○家庭での児童等のようにする相談方法の周知

第4 いじめの防止等のための保護者及び地域等の役割

保護者	地域等
<p>○保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護する。</p> <p>○保護者は、「いじめが絶対に許されない行為である」ことを保護する児童等に理解させ、いじめを行うことのないよう、必要な指導に努める。</p> <p>○各家庭は、学校や県、市によるいじめの防止のための措置に協力する等努める。</p>	<p>○地域住民は、児童等に対する見守り、児童等との交流の機会の確保、その他、安心して児童等が過ごすことができる環境づくりに努める。</p> <p>○地域住民は、いじめを発見した場合、又はいじめの疑いがあると認められる場合には、市、学校などに情報を提供するよう努める。</p>

第5 重大事態への対処

1 重大事態の意味

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導

- いじめの問題が複雑化し、対応が難しくなりがちなケースについては、できるだけ早い段階から、専門家等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を進める。
- 問題に応じて、事実関係を整理した上で警察へ相談するなど、学校外の関係機関等との密接な連携を図ること及び関係する児童等の保護者に対するきめ細かな連絡と相談を行い、信頼関係を築く。

3 重大事態の報告

- 重大事態と認められる場合、学校は市教育委員会に速やかに報告を行い、その後、重大事態の発生報告書による報告を行う。
- 市教育委員会は、発生報告書をもって市長に報告する。
- 市教育委員会は、千葉県教育委員会に発生報告書を提出する。

4 重大事態の調査

(1) 調査の主体等の決定

- 学校が重大事態と判断したときは、教育委員会は、調査の主体が市教育委員会又は学校のいずれかを決定する。このとき、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には市教育委員会において調査を実施する。

調査の 主体	学校	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの防止等の対策のための組織を母体として事案の性質に応じて適切に専門家を加える。
	市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「教育委員会事務局いじめ調査委員会」を招集し、調査チームを置く。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

- 重大事態の調査は、「公平性・中立性」を確保しながら、客観的な事実関係を速やかに調査し、発生防止に努めることが求められる。
- 3の発生報告書による報告後、重大事態調査の開始が決定した時点で、学校は市教育委員会に速やかに報告を行い、その後、重大事態調査の開始報告書により報告する。
- 市教育委員会は、調査の開始報告書をもって市長に報告する。
- 市教育委員会は、千葉県教育委員会に調査の開始報告書を提出する。

5 調査結果の提供と報告

- いじめを受けた児童等やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係等必要な情報を適時、適切な方法で提供する。
- 調査した結果について、学校又は直接調査に当たった市教育委員会の附属機関は、市教育委員会に報告する。
- 市教育委員会は市長に報告する。いじめを受けた児童等・保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童等又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に報告する。
- 市教育委員会は、千葉県教育委員会に調査結果の報告の情報提供を行う。

6 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

- 報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について、法第30条第2項の規定により調査を行うことができる。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

- 市長は、再調査を実施した場合、その結果を市議会に報告する。また、市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要な措置を講ずる。

第6 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 調査結果等の資料の保存

- いじめに関する調査結果等の資料については、市が定める文書の保存に関する規則に従い、適切に取り扱う。

2 教職員の業務の精選

- 教職員が、児童等と直接かかわる時間を十分確保する。
- 各学校、教育委員会、関係部局は業務を点検し、事務の効率化を図る。

3 市基本方針の見直し

- 市は、法の施行状況等を勘案して市基本方針の見直しを検討する。
- 必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 市基本方針の内容に変更等があった場合には、ホームページ等を活用し、遅滞なく市民に周知する。